



花岡住民自治協議会だより

令和6年2月号 No.18

事務局：花岡地区市民センター内

TEL 23-3002 / FAX 21-2274

ホームページを立ち上げました。

アドレス:hanaokajyujikyo.jmdofree.com

Instagramは「花岡住民自治協議会」で

Facebookも「花岡住民自治協議会」で検索



花岡住自協 2月3月の主な行事

- レクリエーションふれあいフェスティバル 2月4日(日) 小学生と保護者又はその家族
於 中部中学校体育館
- 認知症サポーター養成講座 2月22日(木) 13:30～ 花岡公民館 (花岡地区市民センター)
- スマートフォン教室 2月28日(水) 13:30～ 花岡公民館 (花岡地区市民センター)
- 児童登校支援・あいさつ運動 3月19日(火) (交通安全部会・青少年健全育成部会・自治会部会)

コミュニティセンター化について

松阪市コミュニティセンターについての説明書から

③ 松阪市コミュニティセンター条例 (令和4年10月19日議決) 第1条・第3条のみ抜粋

(設置)



第1条 地域住民が地域の特性に応じた主体的な地域づくりを実践するための自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、地域づくりの活動支援、生涯学習の普及振興及び地域住民の福祉増進に寄与するために、松阪市コミュニティセンターを設置する。(以下「センター」という。)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 住民主体による地域づくり活動に関する事業
- (2) 社会生活及び地域課題に関する学習の場づくりに関する事業
- (3) 地域の情報発信及び地域人材を育成するための交流拠点づくりに関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業



④ コミュニティセンター条例の制定に伴う付帯決議

(令和4年10月19日議決)

条例制定にあたり、本条例がこれからの地域づくりに大きく寄与するために、次の3項目を強く求める。

1. 地区市民センター・公民館を、コミュニティセンター化するにあたっては、条例第1条の趣旨が達成されるよう行政は指導・助言にあたり、地域との情報共有に努め連携に努めること。

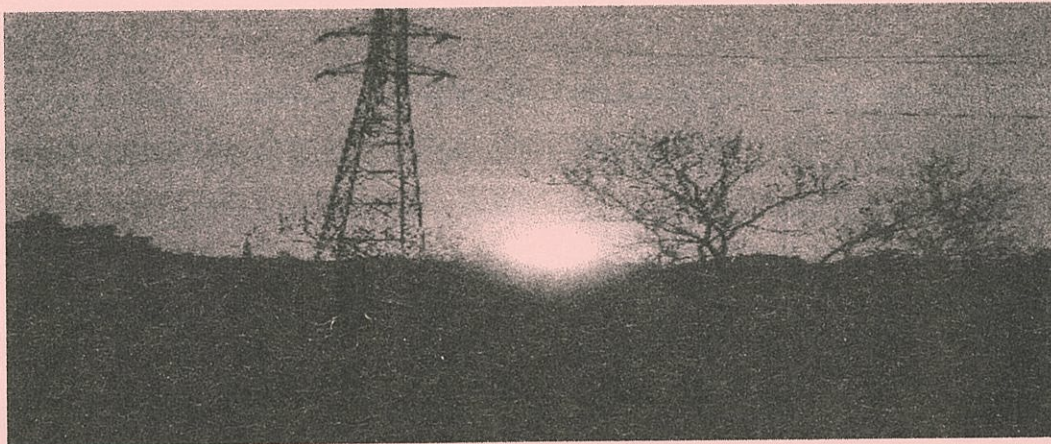
裏面につづく

2. コミュニティセンターを指定管理にしていける場合は、地域の実情を把握し、管理運営・体制づくりなど必要な支援に努める。
3. モデル地区の実践については、必要な支援に努め十分な検証を行うこと。 以上決議する。

このつづきは3月号へ

【宝塚古墳公園で初日の出を見る会の開催】

4年ぶりに初日の出を見る会を開催し、竹上市長を含め600人以上の方が古墳公園に集まり、雲一つない空にきれいな初日の出を観ることができました。また、消防団、市民参加の会の皆さまを始めとして多数の方の応援を得て絵馬、ごみ袋の配布、各駐車場への誘導がスムーズに行えました。ありがとうございました。



【絵本とあそぼっ！の開催】

1月9日花岡公民館で絵本サークル『ぐりとぐら』によるおはなし会が開催されました。多くの親子さんの参加があり、楽しい時間を過ごしました。次回の参加をお待ちしております。

